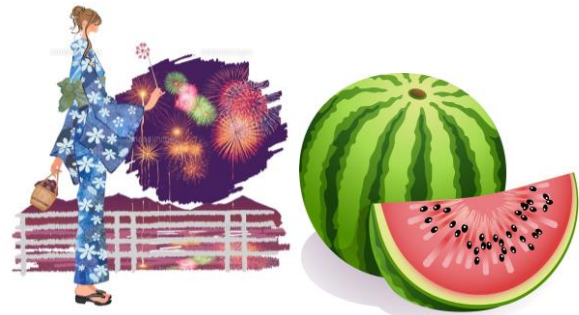


SATO 社会保険労務士法人 NewsLetter



2017年8月号 (No.85)

今月の特集

1. 雇用保険給付の支給限度額等が変更
 2. 雇用保険の基本手当日額が変更
 3. 障がい者の法定雇用率が引き上げに
- SATO コラム セミナー開催のお知らせ

① H29.8.1 から支給限度額等が変更

毎年8月1日に行われる「賃金日額」の変更に伴い、雇用保険給付の支給限度額も変更になります。

●高年齢雇用継続給付（平成 29 年8月1日以後の支給対象期間から変更）

・支給限度額 339,560 円 → 357,864 円
※支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額（357,864 円）以上であるときには、高年齢雇用継続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、「357,864 円 -（支給対象月に支払われた賃金額）=支給額」となります。

・最低限度額 1,832 円 → 1,976 円
高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

●60 歳到達時等の賃金月額
・上限額 445,800 円 → 469,500 円
・下限額 68,700 円 → 74,100 円

●育児休業給付（初日が平成 29 年8月1日以後の支給対象期間から変更）

・支給限度額 上限額（支給率 67%）
284,415 円 → 299,691 円
・上限額（支給率 50%）
212,250 円 → 223,650 円

●介護休業給付（初日が平成 29 年8月1日以後の支給対象期間から変更）

・支給限度額 上限額 312,555 円 → 329,841 円

平成 29 年 8 月 1 日以降に開始する雇用保険給付金より、改正後の支給率に引き上げとなります。



② H29.8.1 から雇用保険の基本手当日額が変更

雇用保険では、離職者の「賃金日額」に基づいて「基本手当日額」を算定しており、賃金日額については上限額と下限額を、毎年8月1日に変更します。

今回は、平成 28 年度の平均定期給与額が前年比で約 0.4%増加したことから、上限額・下限額ともに引き上げになります。

※具体的な金額などは厚生労働省の HP をご確認ください。[（雇用保険の基本手当日額が変更になります～平成 29 年 8 月 1 日から～）](#)

これに伴い、基本手当日額の算定基準が変わり、支給額が増額になる場合があり、対象になる方には、

平成 29 年8月2日以降の認定日に発行される受給資格者証に新「基本手当日額」が印字され、通知されます。

③ H30.4.1 から障がい者の法定雇用率引き上げ

事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

この法定雇用率について、今までは身体障がい者・知的障がい者を算定基礎として法定雇用率を計算していましたが、これからは精神障がい者を含むことになり、平成 30 年 4 月 1 日より法定雇用率が変わります。

●平成 30 年 4 月 1 日以降の法定雇用率

民間企業	2.0% ⇒ 2.2%
国、地方公共団体	2.3% ⇒ 2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒ 2.4%

●対象範囲

対象となる、障がい者を雇用しなければならない事業主の範囲が、今までは従業員 50 人以上だったところが、45.5 人以上に変わります。また、該当する事業主には、以下の義務があります。

- ・ 毎年6月1日時点の障がい者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ・ 障がい者の雇用の促進と継続を図るための「障がい者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

平成 33 年 4 月までの間に、法定雇用率が更に 0.1%引き上げとなる予定です。

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、改めて通知されます。
※ 引き上げとなった際、対象となる事業主の範囲は、従業員 43.5 人以上に拡大されていく見込みです。

障がい者雇用に関しては、各種助成金や人的サービスを行っている機関が多数ございます。ハローワーク以外のサービスも利用されてみてはいかがでしょうか。



セミナー開催のお知らせ

このたび、弊社のサービスをご利用いただいている皆様に、日頃の感謝の気持ちを込めまして、2018 年度より対象者が発生する「無期雇用転換」と「これからの労務管理」をテーマにセミナーを開催いたします。

●第一部 「無期雇用転換対象者への対応」

●第二部 「これからの労務管理」

◆平成 29 年 9 月 21 日（木） 受付：15：00～

【第一部】 15：30～16：30

無期雇用転換対象者への対応

【第二部】 16：30～17：15

これからの労務管理

【希望者のみ】 17：30～18：00

SATO 社会保険労務士法人東京オフィスご案内

◆開催場所

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-33-6

TEL: 03-5950-1200

ホテルベルクラシック東京 8F/セシナーテ

※JR 山手線大塚駅【南口改札】を出て右折 > 徒歩 1 分

御蔭様で多数の参加希望の連絡をいただき、8 月開催は満席となりました。9 月開催のお席も残りわずかとなっておりますので、ご希望の方はお早めにお申し込みください。

今後も皆様のお役に立てるよう、様々なセミナーを実施していく予定でございます。ぜひご参加ください。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス

〒060-0906

北海道札幌市東区北 6 条東 2 丁目 3 番 1 号

TEL: (011) 351-3010